

◆新安全基準策定スケジュール

H25年2月 骨子案パブリックコメント
 H25年4月以降 新安全基準案とりまとめ
 パブリックコメント
 H25年7月 新安全基準施行

県 の 要 望	新 安 全 基 準 項 目
○H24年11月14日要望 ・十分な電源や冷却機能の確保、フィルタ付きベントの設置や免震事務棟の整備などシビアアクシデント対策の早急な実施	<外部交流電源、直流電源対策> ・独立した複数の送電ルートを設置する「多重化」を義務付け ・1つの鉄塔に複数の回線を架線しないなど、回線の「物理的分離」を義務付け ・直流バッテリー(蓄電池)に「24時間の電力供給能力」を求める
○H24年11月14日要望 ・十分な電源や冷却機能の確保、フィルタ付きベントの設置や免震事務棟の整備などシビアアクシデント対策の早急な実施	<その他電源、冷却機能確保対策> ・持ち運び可能な注水ポンプなどの分散配置 ・非常用発電機、貯水タンク、ポンプを高台に常設することを義務付け ・ポンプ車、電源車を原子炉ごとに2台配置し、その接続口も規格化し2か所に設置
○H24年6月22日要望 ・免震事務棟、フィルタ付きベントの速やかな整備 ○H24年11月14日要望 ・十分な電源や冷却機能の確保、フィルタ付きベントの設置や免震事務棟の整備などシビアアクシデント対策の早急な実施	<フィルター付きベント> ・非常時に圧力を逃がすフィルター付きベント(排気)を、原則として、原子炉ごとに1系統以上設置することを義務付け
○H24年6月22日要望 ・免震事務棟、フィルタ付きベントの速やかな整備 ○H24年11月14日要望 ・十分な電源や冷却機能の確保、フィルタ付きベントの設置や免震事務棟の整備などシビアアクシデント対策の早急な実施	<緊急時対策所> ・免震機能や放射線の遮蔽能力が高い「緊急時対策所」を設置することを義務付け ・現地対策本部としての機能を維持する設備、手順等を整備することを義務付け
	<第二制御室> ・原子炉から100m離れた場所に、ベントの遠隔操作や原子炉への冷却材注水を実施できる施設の整備を義務付け
	<火災対策> ・原子炉内で使用されている可燃性ケーブルを難燃性ケーブルに交換 ・延焼を食い止める防火壁の設置を義務付け
○H24年6月22日要望 ・破碎帯・活断層の調査の実施 ○H24年11月14日要望 ・原発敷地内及び周辺の活断層・破碎帯調査の速やかな実施	<活断層> ・活動履歴を従来の「12~13万年前以降」で判断できない場合、「40万年前以降」まで広げて検討し、隣り合う複数の活断層は連動を考慮することを義務付け ・活断層上に重要施設の設置を禁ずることを明確化
	<浸水対策> ・発電所ごとに発生する可能性のある最大規模の津波「基準津波」を設定 ・基準津波を十分に防げる防潮堤、防波堤の整備や、原子炉建屋等重要な機器のある建屋の扉の水密化も義務付け